

認定スケジュール

令和8年度

令和9年度

項目	担当	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3
市民等からの情報提供	都市整備課		情報提供						
現地調査・確認	都市整備課	情報提供を頂いたタイミングで現地調査							
適正管理指導書(12条) ※1、2	都市整備課	周辺への悪影響を確認できる場合送付							
和光市空家等対策協議会	都市整備課 建築課	※4 再度現地調査を行い、適正管理指導書送付箇所について改善が確認できない場合(写真から判断)認定調査へ移行			所有者の改修対応期間 ※3				
管理不全空家等・特定空家等認定	建築課 他関係課				改善確認 ※4				
指導(13条1項)	建築課				適正管理指導書送付件数報告				
勧告(13条2項)	建築課					意見聴取			
住宅用地特例解除	課税課					認定調査	認定		
							指導		
							勧告		
							現地確認		
							住宅用地特例解除		

※1 根拠法令

空家等対策の推進に関する特別措置法における12条に記載
⇒状況の改善を依頼するもので、強制力を持たせることはできない。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言、その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

※2 記載内容

- ・現地確認した際に確認した周辺へ悪影響を及ぼしている箇所(写真含む)
- ・市が協定を結んでいる団体の紹介(適正管理、利活用)
- ・悪影響を及ぼしている箇所が改善されない場合(3か月以内)、将来的に管理不全空家等・特定空家等に認定されると住宅用地特例を解除される可能性があること。